

民間空襲等被害者見舞金 のご案内

制度の概要

先の大戦により心と身体に障害や傷跡が残り、長年にわたり多大な苦勞や苦痛を受けている民間空襲等被害者に対し、区として戦後80年にあたり労りとお見舞いの気持ちを表すため見舞金3万円を支給します。



【対象者】

昭和16年12月8日から昭和20年9月7日における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷又は罹患したことに起因する障害を現に有する方

- (1) 身体障害者障害程度等級7級以上の障害を有する方
- (2) 精神障害者障害等級3級以上の障害を有する方
- (3) 上記に準ずると認められる障害を有する方

【支給要件】

- (1) 本区の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている方
(令和8年(2026年)1月1日時点)
- (2) 恩給法や援護法、原子爆弾被爆者援護法等による給付を受けていない方

【申請期間】

令和8年(2026年)1月15日から3月31日まで

(消印有効)

申請に必要な書類等、詳しくは世田谷区 HP  **28871** をご覧ください。



【区 HP】

【お問い合わせ先】せたがやコール

電話：03-5432-3333

FAX：03-5432-3100

音声コード
Uni-Voice

